

鳥獣被害防止施設（電気柵）仕様書

- 1 件 名 令和8年度鳥獣被害防止総合対策事業
- 2 内 容 鳥獣被害防止施設（電気柵）一式
- 3 納入期限 令和8年7月31日（金）
- 4 納入方法 納入物品は、「6 ほ場設計書」に記載のあるほ場番号毎に、小分けして納入すること。

5 規格・数量等

物品	規格・仕様等	数量
電気柵本機	<ul style="list-style-type: none"> ○日本電気さく協議会加盟メーカーの機器であること。 ○ソーラーシステムを採用していること。 ○ほ場の総延長距離において、確実に稼働し、カタログ等で公表している有効距離を上回るものであること。（アース棒付き） ○稼働状態が目視等で確認できるものであること。 ○電源本体の側面等の適当な箇所にテプラ等を用いて「令和8年度鳥獣被害防止総合対策事業」と記載すること。 ○納入する電気柵電源は、「電気設備の技術基準の解釈 第192条」に適合するものであること。 	7台
柵線	<ul style="list-style-type: none"> ○メッキ銅線又はステンレス入りで線径2.5mm以上であること。 ○長距離で使用することを考慮して、電圧降下の少ないものであること。 ○「6ほ場設計書」に記載のあるほ場番号毎に不足しない巻数であること。 	総延長 14,760m
中間支柱（8段用）	<ul style="list-style-type: none"> ○直径10mm以上、地上高1500mm以上であること。 ○打込み部が打撃に耐えられる構造になっているもの。 ○柵線固定具と一体となっているものも可。 	合計 566本
コーナー支柱（8段用）	<ul style="list-style-type: none"> ○直径20mm以上、地上高1500mm以上であること。 ○打込み部が打撃に耐えられる構造になっているもの。 ○柵線固定具と一体となっているものも可。 	合計 50本
出入口用支柱	<ul style="list-style-type: none"> ○直径20mm以上、地上高1500mm以上であること。 ○打込み部が打撃に耐えられる構造になっているもの。 ○柵線固定具と一体となっているものも可。 	合計 44本
出入口用パイプ	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口用の支柱が容易に抜き差しで開閉できるよう地面に設置するもの。 	合計 22本
柵線固定具	<ul style="list-style-type: none"> ○支柱に対応しているもの。又は支柱と一体となっているもの。（出入口用支柱含む） 	合計 5,280個以上
緊張具	<ul style="list-style-type: none"> ○柵線に対応しているもの。 	合計 352個
両端ワニグチクリップ	<ul style="list-style-type: none"> ○柵線と柵線を容易につなげるもの。 	合計 176個
片側ワニグチクリップ	<ul style="list-style-type: none"> ○電気柵本器から柵線へ容易につなげるもの。 	合計 7個
危険表示板	<ul style="list-style-type: none"> ○日本電気さく協議会認定品、又は同等以上のもの。 	合計 47枚
デジタル電圧テスター	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル表示のもの、又は同等以上のもの。 	合計 10台
本器設置杭	<ul style="list-style-type: none"> ○電気柵本器に使用できるもの。 	合計 7本
その他共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○使用資材は全て屋外で使用できるものであり、全て防水仕様を施したものであること。 ○現場の状況により、機能を損なわないことを条件に、仕様の内容を協議の上、変更できることとする。 	

6 ほ場設計書

ほ場 番号	電気柵 段数	外周 距離	総延長 距離	出入口	電気柵 本機 <small>(ソーラー発電)</small>	中間支柱	支柱	出入口用 支柱	出入口用 パイプ	柵線 固定具	緊張具	両端ワニグ チクリップ	片側ワニグ チクリップ	危険 表示板	デジタル電 圧テスター	本器 設置杭
	(段)	(m)	(m)	(箇所)	(台)	(本)	(本)	(本)	(本)	(個)	(個)	(本)	(本)	(枚)	(台)	(本)
1	8	1,330	10,640	17	4	405	36	34	17	3,800	272	136	4	35	6	4
2	8	263	2,104	3	1	81	7	6	3	752	48	24	1	6	2	1
3	8	136	1,088	1	1	43	4	2	1	392	16	8	1	3	1	1
4	8	116	928	1	1	37	3	2	1	336	16	8	1	3	1	1
合計		1,845	14,760	22	7	566	50	44	22	5,280	352	176	7	47	10	7

7 特記事項

- (1) 設置地区の電気柵管理者及び本協議会からの問い合わせについては、迅速に対応すること。
- (2) 不具合が生じた場合、問い合わせ後、速やかに現場対応を行うこと。なお、現場までの出張費用は、受注者負担とすること。
- (3) 代金の支払いについては、原則として交付金の交付後に行う。
- (4) 受託者は、電気柵管理者から要請があった場合、設置方法の指導等を行うこと。また、助言等を求められた時やアフターサービス等について、誠意をもって対応すること。
- (5) 国県の検査等に対して協力すること。
- (6) この仕様書に記載のない事項について、別途協議する。